

消費増税に係る上下水道料金の改定について

1 経過について

社会保障の安定財源の確保等を図るため、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。それに伴い、名寄市の使用料等（市立病院を除く）の改定と合わせて、水道料金・下水道使用料の改定についても、令和2年4月1日から実施するため、令和元年第4回定例会にて関係条例を一部改正しました。

- 1 一部改正条例 名寄市下水道条例・名寄市個別排水処理施設条例・名寄市水道事業給水条例
- 2 施行期日 令和2年4月1日

2 今後の対応について

周知方法につきましては、市ホームページへの掲載や、別紙「水道料金・下水道使用料変更のお知らせ」を広報なよろ4月号と一緒に全戸配布します。

なお、昨年10月以降の使用水に対し名寄市が納付する消費税は10%となっています。

消費税率の引き上げにともなう

水道料金・下水道使用料 変更のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、令和2年4月から上下水道料金に変更になります。

上下水道料金は、これまでも消費税を内税としていただいておりますが、消費税率の引き上げ分についてもご利用されている市民の皆さまにご負担いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

～ 令和2年4月1日から次のとおり変わります ～

【水道料金】

(消費税込み)

		現 行		変 更 後	
区 別	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1m ³ 当	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1m ³ 当
メーター口径					
13mm	5m ³ まで	900円	260円	917円	265円
20mm	8m ³ まで	2,530円		2,577円	
25mm	10m ³ まで	3,950円		4,023円	
30mm	基本水量 なし	5,690円	300円	5,795円	305円
40mm		10,110円		10,298円	
50mm		15,800円		16,093円	
75mm		35,580円		36,239円	
100mm		63,270円		64,442円	
150mm		142,350円		144,986円	
浴場用	100m ³ まで	メーター口径 料金の1/2	60円	メーター口径 料金の1/2	61円
臨時用	10m ³ まで	メーター口径 料金+2,260円	300円	メーター口径 料金+2,302円	305円

料金算出後、10円未満の端数は切り捨てます(裏面の早見表を参照)

【下水道使用料(個別排水処理施設使用料含む)】

(消費税込み)

		現 行		変 更 後	
区 別	基本排水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 1m ³ 当	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 1m ³ 当
用途					
一般用	5m ³ まで	710円	206円	723円	210円
浴場用	100m ³ まで	2,705円	25円	2,755円	26円
臨時用	10m ³ まで	3,600円	206円	3,667円	210円

料金算出後、10円未満の端数は切り捨てます(裏面の早見表を参照)

- 水道使用者の約9割が使用している水道メーター口径13mmの場合の使用量別早見表を裏面に掲載しておりますので、参考としてください。また、その他の口径の使用量別早見表を市ホームページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

HP <http://www.city.nayoro.lg.jp/section/suidou/prkeql000001s0xe.html>



● お問い合わせ ●

名寄市役所 上下水道室業務課

(名寄庁舎)01654-3-2111 内線3361～3363 (風連庁舎)01655-3-2511 内線2207～2208

【水道メーター検針と料金請求のスケジュール】

請求月	令和2年4月請求	令和2年5月請求	令和2年6月請求	令和2年7月請求	
基本料金対象月 (全地区共通)	3月使用分 【現料金】	4月使用分 【新料金】	5月使用分 【新料金】	6月使用分 【新料金】	
超過料金請求月	令和2年4月請求	令和2年5月請求	令和2年6月請求	令和2年7月請求	
検針地区	名寄市街地区	～4月上旬検針 【現料金】	～5月上旬検針 【新料金】	～6月上旬検針 【新料金】	～7月下旬検針 【新料金】
	風連偶数月 検針地区	～2月下旬検針 【現料金】	～4月下旬検針 【現料金】		～6月下旬検針 【新料金】
	風連奇数月 検針地区及び 名寄郊外地区	～3月下旬検針 (名寄郊外地区は4月1日検針) 【現料金】		～4月下旬臨時検針 (名寄郊外地区は5月1日検針) 【現料金】	～5月下旬検針 (名寄郊外地区は6月1日検針) 【新料金】
納期限	4月30日	6月1日	6月30日	7月31日	

※4月1日以降、最初の検針までが現料金となります。

※風連地区・名寄郊外地区は隔月検針(2ヶ月ごと)となっております。

※隔月検針地区では奇数月と偶数月に分けて検針を行っています。新料金による超過料金の請求時期を同一とするため、奇数月検針地区と名寄郊外地区は4月下旬(名寄郊外は5月1日)に臨時検針を行います。

●**検針地区** (メーター検針順の都合などにより、一部住宅であてはまらない場合があります)

名寄市街地区…「名寄郊外地区」以外の名寄地区

名寄郊外地区…共和、曙、砺波、瑞穂、内淵、弥生、智恵文

風連偶数月検針地区…北栄町、新生町、大町、本町、西町(瑞生団地)、東風連、池の上、旭、風連日進

風連奇数月検針地区…南町、仲町、緑町、西町(瑞生団地を除く)、瑞生、豊里、中央

【使用量別早見表】 (一般家庭、水道メーター口径13mmの場合)

(単位:円、消費税込み)

月使用量 (m ³)	新水道料金			新下水道使用料			新上下水道 料金合計	現料金	差額
	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計			
0～5	917	0	910	723	0	720	1,630	1,610	20
6	917	265	1,180	723	210	930	2,110	2,070	40
7	917	530	1,440	723	420	1,140	2,580	2,540	40
8	917	795	1,710	723	630	1,350	3,060	3,000	60
9	917	1,060	1,970	723	840	1,560	3,530	3,470	60
10	917	1,325	2,240	723	1,050	1,770	4,010	3,940	70
11	917	1,590	2,500	723	1,260	1,980	4,480	4,400	80
12	917	1,855	2,770	723	1,470	2,190	4,960	4,870	90
13	917	2,120	3,030	723	1,680	2,400	5,430	5,330	100
14	917	2,385	3,300	723	1,890	2,610	5,910	5,800	110
15	917	2,650	3,560	723	2,100	2,820	6,380	6,270	110
16	917	2,915	3,830	723	2,310	3,030	6,860	6,730	130
17	917	3,180	4,090	723	2,520	3,240	7,330	7,200	130
18	917	3,445	4,360	723	2,730	3,450	7,810	7,660	150
19	917	3,710	4,620	723	2,940	3,660	8,280	8,130	150
20	917	3,975	4,890	723	3,150	3,870	8,760	8,600	160
25	917	5,300	6,210	723	4,200	4,920	11,130	10,930	200
30	917	6,625	7,540	723	5,250	5,970	13,510	13,260	250

※合計は、料金算出後に10円未満の端数を切り捨てた額です。

※名寄市の水道の契約内容については、名寄市水道事業給水条例と名寄市水道事業給水条例施行規程となります。内容については名寄市ホームページをご覧ください。

